

静岡市外郭団体（静岡市土地開発公社）方針書（R6～R7）

基本情報					
団体名	静岡市土地開発公社	出資額（比率）	20,000千円（100%）	市所管課	企画局企画課
主な関係課					

設立目的 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、土地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とし設立。

1 市が団体に求める役割

方針：令和7年度中の公社の解散に向け、公社保有土地の処分及び適正な運営の確保について、市との連携を密にした対応を求めます。

団体の役割	1 公社の解散に向けた連携 <ul style="list-style-type: none"> 市の計画に合わせた、保有土地の適切な管理及び公社保有土地の処分を行うこと。 (市の役割：公社保有土地の管理及び貢献しについて協議・調整を行うこと。) 事業資金の適正な調達により、財政負担の軽減を図ること。 (市の役割：公社の経営状況の把握等、情報共有を密に行うこと。)

団体は、上記の役割を具現化する目標を設定するとともに、その前提となる経営基盤を確立するため、経営計画を策定して事業を実施します。

市は、経営計画に基づき、団体の役割が果たされているか、経営基盤が確立されているかを評価し、必要な関与を行います。

2 市民に提供する価値（＝市としての公益性）

施策①	土地管理事業	施策②	土地処分事業
	保有する土地を市民・事業者等が駐車場等として有効活用できるよう、土地の管理を行います。		先行取得を行った土地について、公共事業の事業化に伴い市への売却を行うことで、本市の都市基盤整備事業等の円滑な推進に貢献します。
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 静岡市土地開発公社が保有する土地の適切な維持管理を実施 保有土地を活用し、月極臨時駐車場の運営や資材置き場等への一時的な貸付けを実施 	具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 市からの依頼に基づく、先行取得を行った土地処分の実施 市の計画に合わせた、公社保有土地の処分に係る連携 (長期保有土地は令和6～7年度に処分予定)
施策所管課	企画課、各事業所管課	施策所管課	企画課、各事業所管課
	施策における団体の位置付け		施策における団体の位置付け
A（強力な活用・連携）		A（強力な活用・連携）	

3 評価指標

- ①
- 保有土地の維持管理の実施
 - 月極臨時駐車場の運営等附帯事業を実施

- ②
- 市の依頼に基づく用地処分の実施
(長期保有土地は令和6～7年度に処分予定)